

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第六十九号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（平成十三年十月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「試験委員」を「前条第二項第一号に掲げる者である試験委員」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該試験委員が欠けた場合における補欠の試験委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第一号様式の二中

「	「	試験開始予定年月日	」
---	---	-----------	---

を

「	試験開始予定年月日	」
---	-----------	---

に改める。

第三号様式の二中「氏名

」を「氏名」に「あつては

」を「あつては」に

「	「	変更年月日	」
---	---	-------	---

を

「	「	変更年月日	」
---	---	-------	---

に改める。

第三号様式の三中「あつては」を「あつては」に

「	「	廃止年月日	」
---	---	-------	---

を

廃止年月日

年 月 日

に改める。

- 第四号様式中「開設者の氏名」を「開設者氏名」に改める。  
第八号様式中「令状に附べき」を「令状による」に改める。  
第九号様式中「分割に附べき」を「分割による」に改める。  
第十一号様式中「はり付け欄」を「貼付け欄」に、「氏名  
④」を「氏名」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のクリーニング業法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後のクリーニング業法施行細則の相当規定により提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のクリーニング業法施行細則第十四条第二項の規定により試験委員である者（同項第一号に掲げる者に限る。）の任期は、この規則による改正後のクリーニング業法施行細則第十五条の規定にかかわらず、平成二十六年八月三十一日までとする。